

令和5(2023)年1月16日

埼玉県知事 大野 元裕 様

認定特定非営利活動法人 さいたま NPO センター	代表理事 堀越栄子
公益社団法人 認知症の人と家族の会埼玉県支部	代表 花俣ふみ代
介護者支援の会「ほっと♡おおみや」	代表 志村照子
越谷介護者支援の会	代表 大家けい子
介護者の集い「オアシス」	代表 村松治子
介護者支援の会草加	代表 酒井 斉
志木介護する人を支える会	代表 矢代弘子
介護者支援の会さかど	代表 関口久美子
介護サポーターズクラブ本庄けあふれんどカフェ担当	宮里充子
あさか介護者サロン「ほっとの会」	代表 森田澄子
介護者家族会ひなた	代表 坂本裕子
東松山介護者支援の会「ほっと」	代表 新井眞喜子
生活サポートひなまち	代表 野呂多美子
介護者サロンみやしろ	代表 住谷恵子
聞こえないきょうだいをもつ SODA の会	代表 藤木和子

連絡先 認定特定非営利活動法人さいたま NPO センター
さいたま市浦和区東仲町 12-12-102 電話 048-1666-8111

(要望書)

ケアラーが支援を実感できる施策を要望します

日頃からの県民生活向上へのご尽力に感謝申し上げます。

「ケアラー」や「ヤングケアラー」の認知度が埼玉県民のみならず全国に広まったのは、「埼玉県ケアラー支援条例」制定の賜物で、敬意を表します。

この2年間で、厚生労働省の施策の進展も相まって、特に「ヤングケアラー」へのマスメディアの注目度は高く、ケアラー支援団体は講演の依頼や取材を何回も受けるようになりました。

一方、ケアラーからは「条例ができていても実態は変わらず、ケアラー支援を実感できない」「ケアラー支援の進捗がケアラーには見えない」という声が私たちの団体に届いています。

「条例」を生かすために以下の施策を要望します。

1. ケアラー・ヤングケアラーへの直接的支援について

(1) ケアラーとケアを必要とする人へ生活支援サービスが提供されるようにしてください。

(理由)

老老介護、就労介護、学業介護、重複介護、医療的介護などを担うケアラーが最も望んでいるサービスは「生活支援サービス」です。しかしながら介護保険制度ではケアラーがいる家庭では「生活支援サービス」は削減、限定的になっていて利用できにくい状況です。第7期介護保険事業計画（平成30～32年度）でうたわれた「多様な主体による生活支援サービスの重層的な提供」が構築されるはずでしたが、実現されたとはいえない状態です。とくに、ヤングケアラーや、病気や障害を持ちながらケアをしているケアラーへの配慮については早急に対応してください。

(2) ケアラーの緊急時や、親・家族亡き後の要介護者の生活の継続、自立支援を実施してください。

(理由)

ケアラー緊急時や、親や家族亡き後の要介護者の生活の継続、自立についての支援を早急に整えてください。特に、障害等のある人の「きょうだい」の立場のケアラーは子ども時代のみならず、親の緊急時、亡き後に親代わりの保護者役割、ケア責任を負わされることが少なくありません。きょうだい自身の生活や意向を尊重した上での対応が必要です。

平時から緊急時を想定した準備、ケアを必要とする人の自立への支援をしてください。

(3) 障害児・者、難病児、医療的ケア児、依存症の家族等をケアするケアラーへの支援をしてください。

(理由)

高齢者介護のケアラーやヤングケアラーへの理解は一定程度広まり、NPO や地域包括支援センターによって「ケアラーズサロン」などが主催されるようになりました。一方、障害児・者のケアラー、難病児のケアラー、医療的ケア児のケアラー、依存症の家族を持つケアラーなどの多様なケアラーにはケアラーその人自身への支援が届いていません。当事者が当事者団体を作ってその中で「ケアラーズサロン」的な場を開いて、多様なケアラーが孤立せずに当事者同士が出会えるように努力しています。こうした「多様なケアラーズサロン」に対して広報や場所、担い手の育成、運営などをサポートする仕組みをつくってください。

(4) 全世代の多様なケアラーが、アプリを利用した双方向性が高い情報提供や時差のない相談ができるようにしてください。

(理由)

2022 年度に LINE を利用して実施されている「ヤングケアラーチャンネル」は、ヤングケアラーへの理解が深い非営利団体が業務を担ったことから、時差を置かない親身な相談が可能でした。アプリを利用したことからポータルサイトにアクセスしなくても情報が届けられました。

(5) 相談・支援窓口を 1 本化して、わかりやすく、かつワンストップによる相談が受けられるようにしてください。

(理由)

ケアラーは困っていても「家庭内の問題」であると考えがちで、相談にまで至らずに重大な状況となってしまうことがしばしば起こっています。ケアラーが、その存在を知ることができ、敷居が低くかつ支援につながる専門の相談・支援窓口の設置が必要です。現状では、相談窓口はケアラーの様態によって「担当部署」すべてが列挙される傾向が強いです。

(6) ケアラーの話をきちんと聴く姿勢をとってください。時間がないのならその旨を伝え、NPO や企業などの窓口を活用するようすすめることや、心理カウンセラーや介護経験者によるサポーターなどを雇用・活用するなどの代替案を示してください

(理由)

行政の窓口ではついサービス情報を与えることが役割と考えがちです。ケアラーが求めるものとはしばしば違っています。ケアラーが納得できる対応や相談をしてください。

(7) 教育現場でのヤングケアラーの発見・相談・支援の取組をさらに推進してください。

(理由)

高校に精神保健福祉士、社会福祉士として出向している人の話では、保健室の先生、保健体育の先生は、ヤングケアラーへの対応ができてないように思われるそうです。いち早く啓発活動に取り組んだ学校もあるようですが、大半の学校では取り組みがなされていません。

2. ケアラー支援体制の構築について

(1) ケアラー支援の目印となるような担当部署（専門部署）を立ち上げてください。

(理由)

ケアラー支援・ヤングケアラー支援は、自治体にとっても新しい課題であり、担当になった職員への敬意を表します。しかし、実際は、複雑・複合的な状況にある個人・家庭への現場の個別対応から多機関・多職種連携まで、支援の流れの確立とそれをスムーズに行える仕組みが必要であることが明らかになっています。多様なケアラーを支援するには、複数の部署・機関との連携が必要であることを踏まえ、横断的・専門的な業務を担う部署の新設を求めます。

また、県は、市町村の支援を行うことになっています。この部署は、基礎自治体でケアラー支援・ヤングケアラー支援が実施できるようバックアップするための担当部署でもあります。このような業務を遂行するには、既存の業務との兼務では限界があると推測できるため、ケアラー支援を専門的に担う部署を新設することを望みます。

すでにケアラー支援、子ども・若者ケアラー支援担当を銘打った管理職を配置している自治体もあります。

(2) ケアラーやケアラー支援に当たっている現場の機関・専門職や県民のよりどころであり、「市町村のバックアップ」を行う「ケアラー支援拠点」を設置してください。

(理由)

ケアラーやケアラー支援を実践している人々および市町村に対し、相談・支援・評価などを行っていく拠点が必要です。

例えば支援拠点には、次のような機能や人材がいて支援していくことが考えられます。

- ① ケアラー（ヤングケアラーを含む）に関する専門的な情報提供、相談支援や支援手法等についての情報提供を行う役割を持ち、自治体職員・福祉事業者・専門職・学校・市民等を対象に研修を行い、ケアラー・ケアラー支援についての啓発・普及をはかる。
- ② ケアラー支援に取り組むNPOや市民団体も「地域の相談・支援センター」としての機能を担えるよう、NPO等に対する支援を推進する。
- ③ ケアラー支援拠点には、ケアラー・ヤングケアラー問題を理解し、支援について専門知識・スキルを持つ支援専門職を育成配置する。
- ④ 「ケアラーアセスメントシート」「ケアラーセルフアセスメントシート」や「ケアラー

手帳」などの支援ツールを開発・作成し、支援関係者の手に届ける。

- ⑤ ケアラーはケアをする上でさまざまな問題に直面するため、他のケアラーと経験を共有しながら学べる、ケアラーのための講座やワークショップを開催する（病気や障がいの理解、睡眠改善、ストレス対処、健康的な食事など）
- ⑥ 市町村で実施しているケアラー支援、ヤングケアラー支援及びその取組を通じた地域共生社会づくりの好事例を、県内に普及する。

なお、すでにヤングケアラー支援相談サポートセンター、ケアラー支援推進センターを設置して活動している自治体や社会福祉協議会が創設した拠点もあります。

（3）ケアラー支援のための協議体の充実を図ってください。また事業については、ケアラーやケアラー支援団体の聞き取り調査を行い、ケアラーのニーズに合った事業を企画・実施してください。

（理由）

埼玉県ケアラー支援計画の定期的な進捗管理と新たな課題に対する検討は、「埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議」において行うことになっています。有識者会議は、2020年度は4回、2021年度は2回開催され、2022年度は2回の開催が予定されています。年度末の2月には当該年度の事業の取組み状況の報告と翌年度の関係予算が示され、その時点で、予算を伴う翌年度の事業は決定しています。新しい年度の6月（7月）には、前年度の事業の取組実績が示され、その年度の主な取組が説明されます。そのため、ケアラー月間の取組みに関する意見は一部反映されますが、新たな事業提案の余地はなく、実質的な議論はできていないように思います。また、委員は15名おりますが、開催時間は事務局からの説明を含めて90分で、委員の発言時間は確保できておらず、委員同士の意見交換や議論も十分にできていないと思いますので、改善を求めます。

また事業については、事前に有識者会議の関係団体等を始め、当事者団体やケアラー支援団体への聞き取り調査がなく起案されるケースが見聞されます。「現状把握」は市民との「共通認識」に係る問題ですので、丁寧な取り組みをお願いします。

（4）相談・支援窓口には、ケアラー支援専門員をおく、あるいはケアラー支援コーディネーター（新しい職種）、ヤングケアラー支援コーディネーター（現在、埼玉県社会福祉協議会に配置）などを置いて、複数の担当課・担当者が関わっても、担当者が変わっても問題解

決まで、支援のプロセスが途切れることがないように、利用者が安心して相談できるような体制（担当制、担当ケース数上限は 30 程度）を創ってください。

（理由）

「ケアラー支援」は新しい福祉の分野のため、新体制が必要です。

3. 県民への啓発やケアラー支援の専門家育成について

（1）令和 5（2023）年度に県民を対象にした「ケアラー基礎講座」を実施してください。また、上級編として「ケアラー支援者育成講座」を行ってください。

（理由）

さまざまな公的な相談・介護・医療・保健・福祉・教育・就業などのサービス、地域の助け合いを活用・参加して、ライフ・ワーク（スタディ）・ケアのバランスを取り、ケアラー自身の生活や人生を実り多いものにしていくためには学ぶ機会が必要です。

基礎編の対象は一般県民、特に 30 歳～50 歳代の現役ケアラーや未来のケアラーとし、ケアラー支援宣言を出している機関・団体とタイアップして行い、「孤独にならない介護」「孤立しない介護」を目指します。オンライン研修と対面研修を組み合わせるとよいと思います。

上級編は「ケアラー支援者」を対象としたものです。地域で「ケアラーズサロンの担い手」になることができ、電話相談や IT を使用したサロンや相談・発信ができる人や、伴走支援を行える人材の育成を行います。

（2）専門職の研修は、福祉関係者に限らず、教育、介護、医療従事者など、ケアラー・ヤングケアラーにかかわるすべての専門職が受けられ、かつ対象別に段階を踏んで実施してください。

（理由）

医療機関は、患者を支えるヤングケアラー、ケアラーを発見する場所になります。これまでの県の研修には医療従事者が含まれていませんでしたが、イギリスでは医療従事者の研修に力を入れています。また、2022 年度の埼玉県のオンライン研修からは地域や担当者によって認識や知識、取り組みの熱意などの差が出てきていることが明らかになりました。それらを踏まえて、専門職の研修においては、対象を絞った段階別の研修が必要です。

①初任者研修（ケアラー支援の経験の浅い人向け）

②実務者研修（ケアラー支援を既に3年以上担当している人向け）

③重層的支援体制整備事業で取り組む地域での研修（モデル研修）

いくつかの自治体で重層的支援体制整備事業が実施されていますが、それらの地域でモデル研修として、ケアラー支援研修を行う必要があります。取り組み始める段階の市町村に向けたターゲットを定めた研修を行ってください。